

産後ドゥーラ サポート規程

◆◇ドゥーラ協会の期間の定義

【産後】 出産日より1年6ヶ月目の月(月末)までの期間

【産前産後】 妊娠中から上記産後までの期間

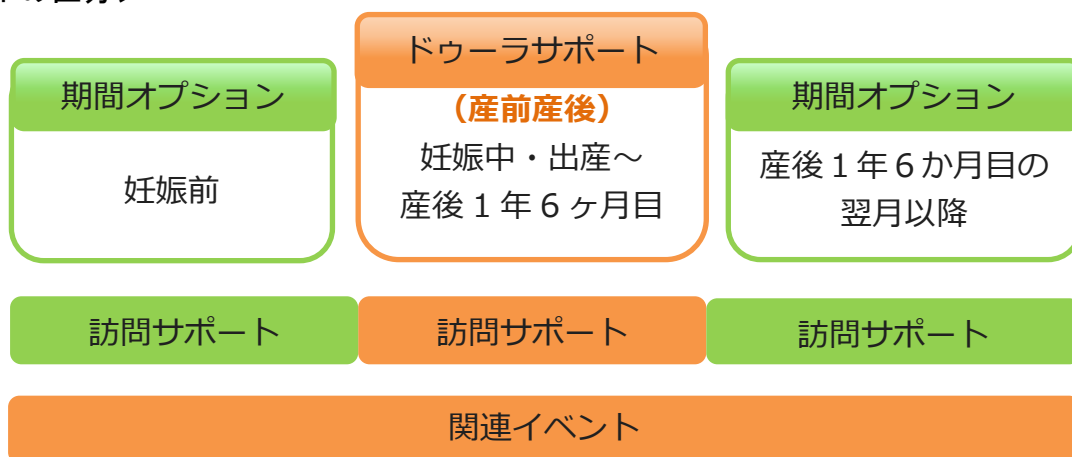
◆◇サポートの標準期間

産後ドゥーラのサポートの標準期間は、【産前産後】とする。

◆◇サポートの定義

ドゥーラサポート	産後ドゥーラが行う以下のサポートを、 ドゥーラサポート とする。 (1)産前産後に行う訪問サポート (2)関連イベント ※訪問サポートと関連イベントの詳細は、次ページ以降を参照のこと
期間オプション	産後ドゥーラの内、条件を満たした者は、ドゥーラサポート(産前産後)以外の期間において、訪問サポートを行うことができる。この訪問サポートは、 期間オプション とし、ドゥーラサポートの延長利用を基本とするが、継続した利用ではない場合でも行うことができる。

<サポートの区分>



◆◇サポートにあたっての条件

- 1) 認定規約に基づき、産後ドゥーラの認定を受けていること
- 2) 年度末に更新し、その年度のIDカードを保持していること
- 3) 本規程に記載された内容に沿って、賠償責任保険に加入していること

◆内容

(1) 訪問サポート<産前産後>

産後ドゥーラ(または産後ドゥーラの登録先)が契約した利用者の指定する場所において、下記サポートを行うものとする。

- ①「母親サポート」 妊婦および出産後の女性に寄り添い、不安な事や悩み等をお聞きし、産前産後の生活や育児へのスムーズな導入を目的とし、必要なサポートを行う
- ②「育児サポート」 赤ちゃん及びそのきょうだいの日常生活のお世話をを行う
- ③「家事サポート」 調理・洗濯・掃除・買物など日常的な家事を行う

※母子に対する整体・アロママッサージ・ベビーマッサージ等、他資格で行う業務は含まない。

※母親の代わりに、父親・祖父母等(監護者)の在宅時に訪問し、上記サポートおよび必要に応じたアドバイスを行うことができる。(母親の入院・外出時等および父子家庭)

※育児サポートの対象となる、上の子の年齢は不問とする。

(2) 関連イベント

妊産婦、父母・祖父母、子、一般女性等を対象に、上記サポートに関連するものや交流を目的として、産後ドゥーラが主体的に行う活動をいう。

また、このイベント内で産後ドゥーラが行う託児も、関連イベントに含むものとする。

※関連イベントの例

- 産後ドゥーラが企画運営するイベントや地域等の大きいイベントにブース出展し行う活動
- 産後ドゥーラの所属する支援センター・保育園・産後施設・団体等が行うイベント

◆契約書

産後ドゥーラの個人契約の場合は、「ドゥーラサポート利用契約書」を使用すること。

※契約書雛形の内、第2条(サポート利用料金)および色の付いている部分は、変更可能とする。

◆加入保険

ドゥーラサポートを行う産後ドゥーラは、「ドゥーラ賠償責任保険」の加入を必須とする。

※医療関係者も含む

※保育園・産婦人科医院・その他施設等に所属し、その施設等のサービスとしてドゥーラサポートを行う場合の保険加入について

- ①その施設等の加入する保険において補償される範囲でドゥーラサポートを行う場合:加入は任意
(ただし、加入しない場合は、施設等で加入する保険会社・保険名を協会に届出ると同時に、ドゥーラサポート利用契約書を使用する場合は、第7条の加入保険名を書き換えること)
- ②その施設等の加入する保険では補償されないドゥーラサポートを行う場合:加入は必須
- ③その施設等では、ドゥーラサポートを補償する保険に加入していない場合:加入は必須

※施設等に所属しながら、ドゥーラサポートはドゥーラ個人で請け負う場合:加入は必須

期間オプション

◆内容

(1) 訪問サポート<産前産後以外>

産前産後以外の期間に、ドゥーラサポート(1)と同じ内容のサポートを行う。 ※子の年齢は不問
※外部団体等より、託児のみを委託された場合は、期間オプションとして行う。

◆条件

以下の資格を保有している産後ドゥーラに限り、このサポートを行うことができる。

保育士・幼稚園/小学校教諭・全国保育サービス協会認定ベビーシッター・看護師・保健師・助産師
子育て支援員

(移行措置として、2018年度のみ、資格がなくてもサポートを行うことができる)

◆契約書

産後ドゥーラの個人契約の場合は、「期間オプション契約書」を使用すること。

※契約書雛形の内、第2条(サポート利用料金)および色の付いている部分は、変更可能とする。

◆加入保険

期間オプションを行う産後ドゥーラは、「育児家事支援賠償責任保険」の加入を必須とし、

加入にあたっては、上記保有資格の証明書(修了証)を提示すること。

※医療関係者も含む

※保育園・産婦人科医院・その他施設等に所属し、その施設等のサービスとしてドゥーラサポートを行う
場合の保険加入について

①その施設等の加入する保険において補償される範囲でドゥーラサポートを行う場合:加入は任意

(ただし、加入しない場合は、施設等で加入する保険会社・保険名を協会に届出ると同時に、
ドゥーラサポート利用契約書を使用する場合は、第7条の加入保険名を書き換えること)

②その施設等の加入する保険では補償されないドゥーラサポートを行う場合:加入は必須

③その施設等では、ドゥーラサポートを補償する保険に加入していない場合:加入は必須

※施設等に所属しながら、ドゥーラサポートはドゥーラ個人で請け負う場合:加入は必須

※キッズライン等派遣会社に登録し、その会社から受けるサポートのみに限定する場合:加入は任意

◆◇賠償責任保険制度

◆賠償責任保険とは

業務中に、第三者の身体に障害を与えたり、その財物を損壊させた場合に
被保険者に法律上の損害賠償責任が生じた時

被害者に対して支払わなければならない損害賠償金を、保険金額の範囲内でカバーする保険

◆賠償責任保険制度について

ドゥーラ協会が認定した産後ドゥーラが加入できる保険制度で、
産後ドゥーラサポート規程における、ドゥーラ業務中の事故を対象とする。

業務内容別に、以下の保険に加入できる。

- ①ドゥーラサポート対象:ドゥーラ賠償責任保険(損害保険ジャパン日本興亜株)
- ②期間オプション対象:育児家事支援賠償責任保険(あいおいニッセイ同和損保株)

◆保険内容

保険内容等の詳細は、各年度ごとに発行される各パンフレットを参照すること。

※保険内容に関する質問等は、各パンフレットに記載されている保険代理店または保険会社にお問い合わせ下さい。

◆保険加入手続き

(1)保険期間:毎年4/1～翌年4/1まで

(2)保険加入手続き

- ①認定時の加入の場合(4月加入を除く)
- ②年度途中の加入の場合(4月加入を除く)

＜①②の申込方法＞「ドゥーラ専用ページ:各種申込み」から申込む
詳細は専用ページを参照のこと

③翌年度に継続申込みする場合

④新規に4月加入する場合

＜③④の申込方法＞「年度更新手続」時に申込む

詳細は、年度末に郵送される書類を参照のこと

◆事故が起きた場合

「ドゥーラ専用ページ:各種ダウンロード:事故報告書」に記載された内容に沿って、手続きを行う。

◆◇各保険における補償範囲

(1) 訪問サポート

サポートの種類		ドゥーラサポート			期間オプション
サポート期間 対象内容		産前産後			産前産後以外
		妊娠中	出産 入院時	産後1年6ヶ月目 の月(月末)まで	左記以外
母親在宅	母親サポート	○	○	○	○
	育児サポート	○	○	○	○
	家事サポート	○	○	○	○
母親不在	育児サポート	○	○	○	○
	家事サポート	○	○	○	○
母親以外の 監護者 在宅	育児サポート	○	○	○	○
	家事サポート	○	○	○	○
保育園等の送迎		○	○	○	○
外部団体より委託された託児		×			○(対象者の年齢時期は不問)
サポート実施者		産後ドゥーラ認定更新者			産後ドゥーラ認定更新者 かつ保育資格所有者
契約書の種類		ドゥーラサポート利用契約書			期間オプション契約書
加入保険の種類		ドゥーラ賠償責任保険 (損保ジャパン日本興亜株)			育児家事支援賠償責任保険 (あいおいニッセイ同和損保株)

(2) 関連イベント

サポートの種類	ドゥーラサポート	
参加対象者	妊産婦・父母および祖父母・子・一般女性等	
対象内容	訪問サポートに関するものや交流を目的としたもので、産後ドゥーラが主体的に行う活動	
	産後ドゥーラが企画運営するイベント	○
	産後ドゥーラの所属する支援センター・保育園・産後施設・団体等が行うイベント	○
	地域等の大きいイベントにブース出展し行う活動	○
	関連イベント内で産後ドゥーラが行う託児	○
	産後ドゥーラの訪問サポートと関係のない内容のイベント	×
サポート実施者	産後ドゥーラ認定更新者	
加入保険の種類	ドゥーラ賠償責任保険(損保ジャパン日本興亜株)	